

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／ モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件） 先決的抗弁判決（４・完）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（モーリシャス／モルディブ）国際海洋法裁判所特別裁判部先決的抗弁判決

判 決

I. 序

II. 両当事国の申立

III. 事実の概要

IV. 管轄権及び受理可能性についてのモルディブの先決的抗弁

V. 第一の先決的抗弁：不可欠第三者（以上、本誌 56 巻4号）

VI. 第二の先決的抗弁：主権の問題（以上、本誌 57 巻1号）

VII. 第三の先決的抗弁：海洋法条約74条及び83条の要件

VIII. 第四の先決的抗弁：紛争の存在

IX. 第五の先決的抗弁：手続きの濫用

X. 管轄権及び受理可能性に関する結論

XI. 主文（以上、本誌57巻3・4合併号）

Oxman 及び Schrijver 両特任裁判官の共同宣言

Oxman 特任裁判官の個別反対意見（以上、本号）

Oxman 及び Schrijver 両特任裁判官の共同宣言

本案についての訴答書面の提出に先立って管轄権と受理可能性についての先決的抗弁を検討することは、先決的抗弁が支持された場合、本案の訴答書面を準備するための労力を減らすことができるから、有用である。しかし、この進め方だと、いくつかの争点について請求の事実及び法に関して利用できる情報

が限られ、また、両当事国は必ずしもこの段階ですべての関連のある問題を提起し取り上げる必要がないことになる。

判決は、賢明にも、主文(6)で、特別裁判部が管轄権を行使しうる範囲（海洋法条約76条に基づく問題を含む。）に関する問題を、本案の裁判に委ねた。

主文(7)は、モーリシャスの請求通告書28項に記された請求に関する管轄権と受理可能性の問題については、本案の裁判での検討と決定に留保した。我々は、この主文(7)が言及しているのは請求通告書28項が記している違反についての請求であって、主文(7)は両当事国が海洋法条約74条3項と83条3項に従うべき義務を疑問視したのではない、という我々の見解を記録に留めるよう希望する。我々は、両当事国は理解及び協力の精神によりこれらの規定に従うものと、信じている。

最後に、特別裁判部長は、国際海洋法裁判所の規則と慣例に従って、本件裁判手続の日程とハイブリッド方式についての問題を、両当事国と協議した上で取り扱った。我々が、本判決29項～34項が示すやり取りを知ったのは、2020年12月後半のことであった。裁判部長、書記及び両当事国に対し、このことに関する彼らの思慮に感謝したい。

(Bernard H. Oxman 特任裁判官の署名)

(Nicolaas J. Schrijver 特任裁判官の署名)

Oxman 特任裁判官の個別反対意見

1. 私は、恒久的な海洋境界線について司法判断を求めるモーリシャスの要請はまだ受理可能ではない、と考える。また、74条3項と83条3項は、モルディブとチャゴス群島の両方の海岸から200カイリ内の海域における両当事国の活動に適用される、と考える。その理由を、以下述べる。

* * *

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (4・完)

2. 本件裁判の記録は、海洋境界線の位置に関する紛争が存在することもその位置を判断するために用いられる方法に関する紛争が存在することも、示していない。つまり、半世紀前に北海大陸棚事件で国際司法裁判所 (ICJ) が裁判を行って以来、あるいは1世紀以上前の *Grisbådarna* 事件仲裁²³⁾ 以来、多くの機会で国際裁判所による拘束力ある境界画定を求めて付託されてきた境界画定紛争と、異なっている。

3. 本件裁判のモーリシャスの通告書並びに請求及びその根拠 (以下「請求通告書」とする。) は、「モーリシャスが海洋境界線について合意するためモルディブに交渉を行うよう努力したにも関わらず、モルディブは、2010年10月の1回だけ会合に出席することに同意した以外には、交渉に参加することを拒否した」、と述べる。この請求通告書は続けて、したがってモーリシャスは、国連海洋法条約 (以下「海洋法条約」または「条約」とする。) 第15部第2節の義務的管轄権条項に基づき裁判手続を開始した、と記している。

4. 口頭弁論の冒頭で、モルディブ代理人は、モーリシャスからチャゴス群島沿岸海域について境界画定交渉を行うよう求められたがモルディブがこれを受け入れなかった理由を説明した。その理由は、多くの海洋境界画定事件で言及された原則に関係するものである。1例を挙げよう。

「海に対する沿岸国の権利は、陸地に対する沿岸国の主権に由来する。これは、『陸地は海を支配する』の原則である。このアプローチに従い、島に対する主権は、海洋境界画定に先立ちかつこれと独立して、判断する必要がある。」

(カリブ海におけるニカラグアとホンジュラスの間の領土・海洋紛争事件 (ニカラグア対ホンジュラス)、判決、*I.C.J. Reports 2007*, p. 659, at p. 699, para. 126) (以下、「ニカラグア対ホンジュラス事件」とする。)

国際海洋法裁判所は、その初めての海洋境界画定判決で、陸地は海を支配する

23) 訳者注：これはノルウェーとスウェーデンの間の海洋境界画定事件で、1909年に常設仲裁裁判所 (PCA) が判決を言い渡した (*RIAA, Vol. 11*, p. 147)。これは、PCA が扱った初の事件であった。

の原則に、言及した(ベンガル湾海洋境界画定事件(バングラデシュ/ミャンマー)、判決、*ITLOS Reports 2012*, p. 4, at p. 56, para. 185)。

5. モルディブ代理人は、モルディブはチャゴス群島に関するモーリシャスとイギリスの間の紛争について「どちらにも味方するつもりはない」、「その紛争は我々が作り出したものではない」、「モルディブが繰り返し述べているように、その紛争に干渉するつもりはない」、と述べた。モルディブ代理人の説明によると、モルディブは、「当然ながら、我が国と重要で友好な関係を有している2国の間の紛争に関わるつもりはない」とし、これに関して、2011年以降、「モルディブは、一方を排除して他方とだけ二国間の対話を行うことはしない、とする方針をとった」。同代理人は、もしこのような紛争がなければ、「境界画定に関して問題はなかった。モルディブは、海洋境界線についての合意について、自ら望んで交渉したであろう」、と述べていた。

6. チャゴス群島に関するモーリシャスとイギリスの間の紛争の経緯は、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断(モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA, Vol. 31*, p. 359, at pp. 383-440, paras. 54-157)(以下「チャゴス海洋保護区事件仲裁判断」とする。)と、チャゴス事件勧告的意見(1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at pp. 107-111, paras. 25-53)(以下「チャゴス事件勧告的意見」とする。)で、詳しく述べられている。

7. 国際関係において、他国同士の紛争に関わらないようにすることは、特段珍しいことではない。このような国家実行の解説書は、膨大な量に上り、完結しないであろう。こういった自制は公的秩序一般の維持に望ましい効果があり、特に紛争の悪化や拡大を防止する効果がある。その紛争に係るような権利または義務がないのなら、法は、このような自制を奨励することすらある(1970年友好関係原則宣言(国連総会決議2626(XXV)、1970年10月24日、を見よ)(「国際紛争の当事国とそれ以外の国は、事態を悪化させようないかなる行動も慎まなければならない。」²⁴⁾(下線部(原文ではイタリック体)の強調は

Oxman 特任裁判官が追加）。

8. 問題は、海洋法条約の関連規定が、国に対し、上述のような懸念があるにも関わらず海洋境界線について交渉するよう強いているのかどうか、またこれに関して、海洋法条約の義務的紛争解決条項は、その結果を達成するために直接にあるいは間接的に用いることができるのかどうか、である。これらの問題がなぜ生じるかという、モーリシャスとその請求通告書の27項と28項で、次の救済を要請したからである。

「27. ……EEZ と大陸棚におけるモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定を行うこと……。これには、領海の幅を測定するための基線から200カイリを超える部分の大陸棚であってモーリシャスに属するものを含む。」

及び、

「28. ……国連海洋法条約74条1項と83条1項の合意に達するまでの間、実際の性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくしまたは妨げないためにあらゆる努力を払うという義務に違反した、と宣言すること」

74条と83条

9. これら2つの請求は、海洋法条約74条と83条に関係している。74条は排他的経済水域（EEZ）を、83条は同じ文言で大陸棚を、扱っている。これら2つの条の4つの項は、次の規定である。

「1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における〔排他的経済水域〕〔大陸棚〕の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、

24) 記者注：1970年友好関係原則宣言 I 第2原則4項。

第15部に定める手続に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、[排他的経済水域][大陸棚]の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。」

10. 海洋法条約の74条と83条のこれら4つの項は、それぞれ57条と76条の権原が重複する場合の実体的帰結と手続的帰結の両方を扱っている。74条と83条は海洋境界画定を定めており、通常はこの境界線が権原が重複する海域を分割する。その結果として、境界画定により影響を受けるすべての権原と義務に同一の地理的割当が適用される、という利益が生じる。境界画定それ自体は、海域内の行動を規制する必要を扱うわけではない。このことは、生物資源については63条1項、64条1項、66条4項及び67条3項の規定から、汚染については194条2項、208条4項及び210条5項の規定から、及びこれら両方と海洋の科学的調査については123条の規定から、明らかである。また、多くの境界画定協定は、境界線を跨って存在する海底及びその下の非生物資源の鉱床（特に流動体の形態のもの）について、特別の規定を有している。

11. 「国連海洋法条約83条1項は、境界画定は合意により行いと定めており、誠実に交渉を行うべきことを要求しているが、交渉を成功させるべきとまでは要求していない。」（インド洋海洋境界画定事件（ソマリア対ケニア）、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 2017*, p. 3, at p. 37, para. 90；また、太平洋海洋境界画定事件（ガーナ／コートジボワール）、判決、*ITLOS Reports 2017*, p. 4, at p. 162, para. 604）（以下「ガーナ／コートジボワール事件判決」とする）²⁵⁾。付言するなら、ICJの初めての大陸棚境界画定判決の一節は、交渉義

25) Oxman 裁判官反対意見脚注1：本件判決273項を見よ。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (4・完)

務に関してよく引用される(北海大陸棚事件(ドイツ連邦共和国対デンマーク；ドイツ連邦共和国対オランダ)、判決、*I.C.J. Reports 1969*, p. 3, at p. 87, para. 85(a))。

12. 74条の1項と4項及び83条の1項と4項が言及する合意は、重複する海域の一部または全部についての沿岸国権利の一部または全部について、共同実施あるいは協力的実施を定めることもある。こういった合意が存在することから分かるように、1項は必ずしも境界画定を義務づけているわけではない。

13. 別の例をいうと、海洋法条約が採択され発効してから数十年が経っているが、未だに、境界画定が行われないまま権原が重複している海域が、至るところにある。しかし、その場合でも、関係沿岸国が海洋法条約に違反したことにはならない。また、未画定海域が74条と83条で規律されないわけでもない。つまりは、重複した海域について規律するのは、これらの条の3項である。こういった未画定海域の数と重要性に鑑みると、また未画定海域のいくつかは深刻な政治的対立の対象となっていることに鑑みると、これらの条の3項の射程と適用に制限を付することは、慎重でなくてはならない。どのようにして未解決の問題に付き合っていくかに関する規則は、どのようにしてそれを解決するか規則よりも、重要である。

14. 74条2項と83条2項の規定のみが境界画定を強制することができるけれども、これらの規定がこれを必ずしも強制しているわけではない。また、いくつかの国は、298条1項(a)(i)の特別の権利を行使して、海洋法条約に基づく義務的仲裁または裁判から、「海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」を除外している。境界画定紛争が付託された裁判所の管轄権に対する制限が何であれ、74条2項と83条2項は第15部が定めるすべての紛争解決手続について言及しているのであって、仲裁と裁判に限定していない。この2項の規定を適用した結果、284条に基づく調停について合意がなされたり、あるいは298条1項(a)(i)に基づき一方の当事者が紛争を義務的調停に付託する、ということもあろう。このようなことは、単純な境界画定よりも多いかも知れない(東チモールとオーストラリアの間の

チモール海事件調停、2018年5月9日の報告及び勧告、paras. 303-306；附属書28、海洋境界条約2条、4条、7条、附属書B（常設仲裁裁判所（PCA）事件番号2016-10）²⁶⁾（以下「チモール海事件調停」とする。）を見よ）。

15. モーリシャスは、74条2項と83条2項は、第15部（特に283条1項）以外の管轄権要件を定めていない、と主張した。もし74条2項と83条2項の重要性和関連性に疑問があるなら、これらの規定の「合理的な期間」の要件が298条1項(a)(i)で繰り返されていることに、留意するとよい。この期間は、298条1項に基づく宣言によって境界画定紛争が仲裁と裁判から除外される場合に、その紛争を義務的調停に付するための条件である。そのような義務的調停の初の事例では、国が境界画定交渉を拒否したことがその条件に照らして検討された（チモール海事件調停、2016年9月19日の管轄権についてのオーストラリアの異議に関する決定²⁷⁾、paras. 77-82）。

16. これらの規定が合理的な期間に言及していることから分かるように、57条と76条の権原が重複しているからといって、それだけで、第15部全般（特にその第2節と第3節）で扱われるような境界画定紛争が発生していることにはならない。境界画定紛争が発生したといえるのは、典型的には、一方の当事者が海洋境界線を請求しまたは境界画定の方法を提案し、それを他方の当事者が拒否した時である。しかしその場合であっても、交渉が継続しているのか行き詰っているのか、区別する必要がある。

17. 74条2項と83条2項は管轄権に制限を課している、とみるべきでない。これらの規定が定める「合理的な期間」の要件は、この要件が直接に関係するこれら2条文のそれぞれ1項という特定の文脈での境界画定請求についての受理可能性を規律している、とみるべきであろう。これらの規定が置かれているのは、EEZと大陸棚に関する海洋法条約第5部と第6部であって、紛争解決に関する第15部ではない。これらの規定の解釈または適用に関する紛争について

26) 訳者注：報告及び勧告は *RIAA*, Vol. 34, p. 243、附属書28は *ibid.*, p. 433に掲載されている。もちろん、これは ICJ に付託された事件（注16）とは別の裁判である。

27) 訳者注：この決定は、*ibid.*, p. 208.

の管轄権は、必ずしも第15部が定めるわけではない。このことは、282条が明らかにしている。「合理的な期間」の要件は、何らかの自由を与えているように思われる。いずれにせよ、この過程は、裁判所が介入して恒久的な海洋境界線を定める時が来たかどうか裁判所自らが判断すべき問題について事案ごとの評価を伴うが、これが否定的な回答であったとしても法的真空にはならないことに、留意しなくてはならない。というのは、上記の2条文それぞれの3項が、境界画定が行われるまでの間、権原が重複する海域における行動を規律し続けるからである。

紛争の性質と範囲

18. 本件裁判の記録によると、モルディブとチャゴス群島のそれぞれの海岸から200カイリ内に、権原が重複する海域がある。モルディブが大陸棚限界委員会に提出した延長要請書の要旨²⁸⁾に付された地図によると、モルディブは、自国の権原がその海域にまで及んでいるとしている²⁹⁾。モーリシャスもまた、自国の権原がその海域に及ぶものとして図示している。この重複する海域の位置は、モーリシャス意見書でモーリシャスの立場からであるが、合理的な方法で明確に示されている³⁰⁾。この地図は、両国の200カイリ水域の個々の箇所の外縁を記しており、また、本件裁判で示した様々な基点も考慮して作成されている。

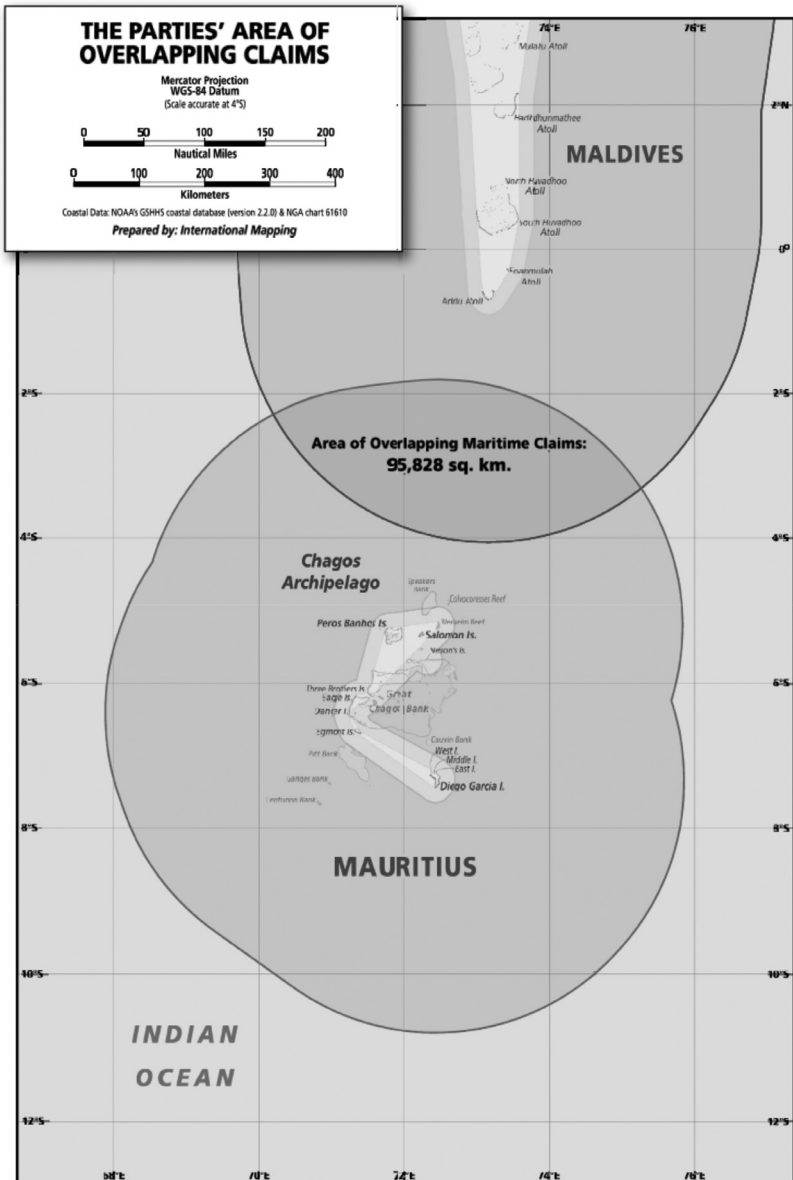
19. 記録からは、重複する海域についていずれの国が本件裁判が始まる前に具体的な境界画定の提案を行ったかは、明らかでない。モーリシャスの副代理

28) 訳者注：この「要旨 (executive summary)」は、国連海洋法条約や大陸棚限界委員会について定める海洋法条約附属書Ⅱには定めがなく、大陸棚限界委員会の手続規則（この反対意見20項参照）に定められている。沿岸国は、延長要請書に要旨を含めなければならない（同手続規則附属書Ⅲの1条1項）。この要旨は、国連事務総長により公表される（同手続規則の第50規則）。

29) 脚注2：この地図は、モーリシャス「先決的抗弁に関する意見書」1巻32頁（図3）に再録されている。

訳者注：この地図はこの後何度も言及がある。参考として次頁に再録しておく。なお、原地図はカラーで掲載されており、この反対意見21項はこの地図の黄色の線に言及しているが、この白黒の地図では判別できない。

- 30) 脚注3：モーリシャス「先決の抗弁に関する意見書」1巻34頁 (図4)。
 訳者注：参考としてここに再録しておく。これも、原地図はカラーである。



人は、口頭手続の第一ラウンドで地図を見せたが、その地図は、200カイリ内で重複する海域についての自国の見解を示し、その重複する海域の中間を横切る線（「潜在の中間線（Potential Median Line）」と名付けられた）を図示している³¹⁾。しかし、モーリシャスが、この線を恒久的な海洋境界線あるいは暫定線として主張したとかモルディブに提案したことを示すものはない。

20. 記録には、大陸棚限界委員会へのモルディブの延長要請について両当事国間の意見の違いがあったことが、示されている。その延長要請は、76条に基づく200カイリを超える部分の大陸棚の権原の限界に関するものであって、83条に基づく重複する権原の境界画定には関係していない。境界画定がなされていないことは、大陸棚限界委員会への延長要請に関係する。なぜなら、大陸棚限界委員会は、潜在的に重複する権原を有する国の同意がないときは、その手続規則（Rules of Procedure）に基づき延長要請の審査を拒否することができるからである。大陸棚限界委員会手続規則の第46規則と附属書Ⅰがこの文脈で紛争について規定するが、大陸棚限界委員会は紛争解決機関ではないし、「陸若しくは海洋について……の紛争（land or maritime disputes）」は、境界画定に関する法律的紛争よりずっと広い³²⁾。潜在的に重複のある権原を有する国は、境界画定の問題に影響を及ぼさないという了解の下で、大陸棚限界委員会による延長要請の検討に同意することがある。他方でこれに同意しない国もあり、その場合は、大陸棚限界委員会はそれ以上手続きを進めることはない。

21. モルディブが大陸棚限界委員会に提出した延長要請書の要旨に付された上述の地図は、モルディブの海岸から200カイリを超える海域におけるモルディブの大陸棚の権原を示している。同国は、その外側の限界について、76条8項と附属書Ⅱに基づき大陸棚限界委員会による審査を要請している。この地図が明らかにしているように、モルディブは、海岸から200カイリを超える部分の大陸棚の権原について延長要請をしているが、この要請は他国のEEZ（その外側の限界の線を黄色で示している）への延長を意図してはいない。なお、こ

31) 脚注4：この地図の写しを、本個別反対意見の巻末に付した。

の地図は、チャゴス群島から測定して200カイリの EEZ も図示している³³⁾。

22. モーリシャスは、モルディブに対し、この地図にチャゴス群島から測定して200カイリ限界の精確な位置について誤りがあることを、通知した。その結果、モルディブが示した海岸から200カイリを超える部分の大陸棚の権原は、ごく狭い範囲ではあるが、モーリシャスが測定したチャゴス群島の200カイリ内の海域と重複することとなった。しかし、モルディブが地図を修正しなかったため、モーリシャスは、地図で図示された延長部分の大陸棚の権原がモーリシャスの EEZ を侵奪していると抗議して、大陸棚限界委員会に覚書を送付したのである³⁴⁾。

23. この覚書は、権原の重複を扱っているが、境界画定それ自体を扱っていない³⁵⁾。このことは、モーリシャス副代理人が口頭手続の第一ラウンドで示した上述の地図で、確認できる。つまり、「潜在的中間線」は、両国の海岸か

32) 脚注5：第46規則は、次のように規定する。

「1 向かい合っているか若しくは隣接している海岸を有する国の間で大陸棚の境界画定に関して紛争が存在する場合又は陸若しくは海洋について未解決の紛争（unresolved land or maritime disputes）が存在するその他の場合であっても、延長の要請を行うことができる。その延長の要請は、この手続規則の附属書 I の定めるところに従って、検討しなくてはならない。

2 委員会の行為は、両国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。」

同規則附属書 I の関連のある部分は、次の規定である。

「5 (a) 陸又は海洋について未解決の紛争が存在する場合は、委員会は、当該紛争の関係国の一方による延長の要請を検討し及び評価してはならない。ただし、委員会は、当該紛争のすべての当事国が事前に同意するときは、紛争に係る海域において1又は2以上の延長要請を検討することができる。

(b) 委員会に提出された延長の要請及びその要請に基づき委員会が承認した勧告は、陸又は海洋についての紛争の当事国である国の地位に影響を及ぼすものではない。」

訳者注：第46規則の見出しと附属書 I の表題は同文であり、「向かい合っているか若しくは隣接している海岸を有する国の間で紛争が存在する場合又は陸若しくは海洋について未解決の紛争が存在するその他の場合における延長の要請」である。

33) 脚注6：前述脚注2を見よ。

34) 脚注7：本判決66項、68項を見よ。

35) 脚注8：本判決331項～333項を見よ。

ら200カイリ内にのみ、位置する³⁶⁾。

24. したがって、すでに述べたように、本件事件が特別裁判部に付託されたのは、重複のある権原を画定する方法について両当事国の見解が異なっているから、ではない。当事国の一方が境界画定交渉を拒否したからである。したがって、なぜ拒否したのかの理由は、両国間の紛争の性質と範囲を明らかにすることに役立つ。

25. 本件先決的抗弁と両当事国の主張の焦点となったのは、主に、チャゴス群島の地位について裁判する管轄権の問題であった。それは、モーリシャスが74条1項と83条1項が定める向かい合っているかまたは隣接する海岸を有する国であるかどうかを、判断しなければならなかったからである³⁷⁾。しかし、この問題に正面から取り組むと避けられないのが、国連海洋法条約第15部第2節の義務的管轄権規定に基づく手続きでは領有権に関わる問題について管轄権の行使を避ける、という確立した法理である（ガイアナとスリナムの間の海洋境界画定に関する仲裁、2007年9月17日仲裁判断、*RIAA*, Vol.30, p. 1, at pp. 42-45, paras. 174-181, p. 86, paras. 307-308；チャゴス海洋保護区事件仲裁判断、at pp. 458-460, paras. 214-221；フィリピン共和国と中華人民共和国の間の南シナ海仲裁、2016年7月12日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 33, p. 153, at pp. 184-185, para. 5（以下「南シナ海事件仲裁判断」とする）³⁸⁾；ウクライナとロシア連邦の間の黒海、アゾフ海及びケルチ海峡における沿岸国の権利に関する仲裁、2020年2月21日のロシア連邦の先決的抗弁に関する仲裁判断、PCA事件番号2017-06、at pp. 48-49, para. 156, p. 59, para. 197（以下「黒海沿岸国権利事件」とする。）を見よ）。

26. 南シナ海事件仲裁判断も、第三国の領域請求に関して、同様の点を指摘した（南シナ海事件仲裁判断、at p. 239, para. 157）。この点は、第三国請求者は不可欠当事者ではないとする結論を導いた理由の1つである（*ibid.*）。状

36) 脚注9：前述脚注4を見よ。

37) 脚注10：本判決115項を見よ。

38) 脚注11：本判決110項を見よ。

況は異なるが、この理由から、本件裁判の第二の先決的抗弁の前提は第一の先決的抗弁の前提を包含する、と考えることができる (1943年にローマから移送された通貨用金塊に関する事件 (イタリア対フランス、イギリス及び米国)、先決的問題、判決、*I.C.J. Reports 1954*, p. 19, at p. 32) (「アルバニアの法的利益は、本件判決の主題を構成することになろう」)。

27. モーリシャスは、その意見書の冒頭で、「ICJ の勧告的意見と国連総会決議の存在は、事実の問題であって、後述するように、モルディブの先決的抗弁が提起する法律問題の決定要因である」、と述べた。つまり、モーリシャスは、上記の勧告的意見と2019年5月22日の国連総会決議73／295に確定的な規範的效果と事実上の既判力とを付与して、特別裁判部に対し、領有権紛争を審理する管轄権の問題を回避するよう求めたのである。モーリシャスは、そのようにして、ICJ 勧告的意見の権威性とその法的拘束力の区別を回避すると共に、国連総会が問題を扱う権限と総会の結論の法的拘束力の区別を回避しようとした。もっとも、国連総会決議73／295は、黒海沿岸国権利事件仲裁でウクライナによる援用が認められなかった国連総会決議と同じく、「全会一致あるいはコンセンサスで採択されておらず、また多くの国が棄権しあるいは反対票を投じている」(黒海沿岸国権利事件仲裁判断、at p. 54, para. 175)³⁹⁾。

28. 仮にモーリシャスが ICJ 勧告的意見とその後の国連総会決議の真意を正しく認識したとしても、これらの法的効果についてのモーリシャスの理解をイギリスが受け入れないことは、明らかである⁴⁰⁾。しかし、特別裁判部に付託された問題は、モーリシャスとイギリスの認識の違いが裁判審理の要件である紛争を構成するかどうか、ではない⁴¹⁾。付託された問題は、提起された争点が特別裁判部の管轄権の外であるかどうか、である。

29. 領有権を扱う条約、判決・仲裁判断、勧告的意見あるいは国際組織の決議の法的効果に関して意見の不一致 (disagreement) がある場合に、確立し

39) 脚注12：本判決75項を見よ。

40) 脚注13：本判決73項、75項～77項を見よ。

41) 脚注14：ただし、本判決243項を見よ。

た法理 — 領有権問題については海洋法条約に基づく義務的管轄権の行使を避ける — を、どのようにしてあるいはなぜ回避することができあるいは回避すべきなのかは、明らかでない⁴²⁾。黒海沿岸国権利事件仲裁判断は、これを回避しなかった場合について、次のように述べた。

「もし当仲裁裁判所が国連総会決議についてのウクライナの解釈を正しいものとして受け入れたなら、そのことは事実上、クリミアはウクライナの領土の一部であると当仲裁裁判所が認定したと意味することになる。しかし、当仲裁裁判所は、そのように認定する管轄権を持たない。」

(黒海沿岸国権利事件仲裁判断、p. 54, para. 176)

なぜ、この論理がチャゴス事件勧告的意見に同様に適用されないのか、明らかでない。ICJ は、本件裁判の先決的抗弁の弁論があったすぐ後に言い渡した判決において、管轄権を判断するに当たっては国境紛争と国境に関する仲裁判断に係る紛争との間に密接な関係があることに、留意した(1899年10月3日仲裁判断事件(ガイアナ対ベネズエラ)、管轄権判決、para. 130, *I.C.J. Reports 2020*で公刊予定⁴³⁾)。

30. チャゴス群島の地位の問題に正面から取り組むことは、本件裁判の両当事国間の紛争の範囲を拡げることにもなる。モーリシャスは、チャゴス群島に対する主権は法の問題として争う余地がない、と主張した。これに対しモルディブは、チャゴス群島に関してモーリシャスとイギリスの間で事実上紛争が存在することに留意した上で、その紛争に自国が巻き込まれることを拒否した。両国の立場の違いは、管轄権についての抗弁に関する主張が示唆するほどには大きくない⁴⁴⁾。74条と83条が適用されるのは、これらの立場が当然に衝突する場合のみ、つまり、この段階で両当事国間の対立が避けられないこの小さな問題に対してのみ、である。

31. 本件事件が、裁判所が制限的な方法をとった初の事例になっていた、と

42) 脚注15：ただし、本判決190項を見よ。

43) 訳者注：2020年12月18日判決、*I.C.J. Reports 2020*, p. 455, p. 490, para. 130.

44) 脚注16：本判決114項参照。

いうことはない。もとより、すべての事案でこの方法を用いるのが最善である、というつもりはない。しかし、本件裁判手続が開始する前に、すでに ICJ がその勧告的意見において、ICJ が適当と考えた方法と範囲で、モーリシャスが本件裁判で援用した基本原則の性質と意味を取り扱った上で、その後の段階を検討するのは国連総会であることを明確にした（チャゴス事件勧告的意見、at p. 139, para. 179）ことを、忘れてはならない。

32. 特別裁判部に付託された問題は、同裁判部が、チャゴス群島の実体面に関する結論を、勧告的意見あるいはその後の総会決議が明示または黙示した結論と同じにするべきかどうかではない。そうすることは、この島嶼に対する領有権請求の実体面を裁判することになるし、これまでの先例が認めてきた管轄権の制約に反することになる。本件裁判でモーリシャスが特別裁判部に求めたことは、そうではなく、この領土紛争を、勧告的意見とその後の国連総会の行動で解決されたものとして扱うことであった。こういった根本的な分析的問題を別にしても、モーリシャスのその要求を受け入れることは、国連総会による政治的任務の行使と ICJ の勧告的意見の要請についての裁量の行使とを、複雑化させる恐れがある。

33. ICJ の勧告的意見は、「すべての国連加盟国は、モーリシャスの非植民地化を完了させるため、国連と協力する義務を負う」、と述べた（ICJ 勧告的意見183項主文(5)）。しかし、このことは、必ずしも、モルディブが当面の間モーリシャスとの海洋境界線について交渉することを拒否することを、妨げるものではない。これに関するより詳細な見方は、この言明の権威性あるいは重要性を問題とすることなく、領有権に関する問題については海洋法条約第15部第2節に基づく管轄権の行使を差し控えるという従来先例を踏まえて、この言明の解釈または適用が特別裁判部の管轄権内にあるかどうかを問う、とするものであろう。これに関連して留意すべきことは、自決権と非植民地化に関する問題は海洋法条約の条文ではなく第三次国連海洋法会議の決議Ⅲで扱われていること、条約の条文ではこの決議Ⅲへの言及はないこと、この問題は条約に拘束されることについて同意した締約国が受け入れた実体的義務及び紛争解決義務

の範囲を越えていること、そして、74条、83条及び293条における国際法への言及はこれ以外の結論を認めるような無制限の招待状ではないこと、である。

恒久的な海洋境界線についての司法判断の要請

34. 本件裁判において境界画定を行う管轄権があるとしつつ、これが、ICJ 勧告的意見とその後の国連総会決議の法的拘束力についての慎重な立場に合致すると同時に、領有権について特別裁判部が宣告する管轄権についての抑制的な見解にも合致する、とする結論に達することは、困難である。これら2つの立場は、互いに緊張関係にあり、この文脈において逆方向に引っ張り合っている。本件裁判の記録において、権原が重複する海域を分割する恒久的な海洋境界線が現在緊急に必要な、とするものはほとんどない。私の見解では、74条と83条に基づく選択肢として、将来的に必要なまでは境界画定を行うことを避けることとして、当面の間、権原が重複する海域においては両当事国の活動を控えるとする方法を、検討することが望ましい。

35. 74条1項と83条1項の対象は、海洋境界線である。陸上の国境線と海洋境界線は、両者の概念上の区別が何であれ、いずれも形式性 (formality) と確定性 (finality) という特性を有している (黒海における海洋境界画定事件 (ルーマニア対ウクライナ)、判決、*I.C.J. Reports 2009*, p. 61, para. 217を見よ)。「恒久的な海洋境界線の設定は、非常に重要な問題である」(ニカラグア対ホンジュラス事件判決、at p. 659, para. 253)。

「争われているのが陸上の国境線か大陸棚における境界線かはともかく、その過程は、本質的に同一でありかつ必然的に安定性 (stability) と恒久性 (permanence) という同一の要素を伴うのであって、また、その過程は、境界協定は事情の根本的变化から排除されるとする規則に服する。」

(エーゲ海大陸棚事件 (ギリシャ対トルコ)、判決、*I.C.J. Reports 1978*, p. 3, at pp. 35-36, para. 85; また、ウィーン条約法条約62条2項(a)を見よ)

36. これらの特性は、本件裁判の両当事国の立場の違いを増幅させる。これ

らの特性も同じく示しているように、向かい合っているかまたは隣接している海岸が領土の一部を構成しその部分の領土に関して他国同士の意見不一致が事実上存在する状況において、国が、他国同士のその意見不一致に巻き込まれないという理由で恒久的な海洋境界線について交渉することを拒否している場合でも、74条1項と83条1項はその交渉を義務づけている、と解釈すべきでない。このことから通常導かれることは、1項に基づく合意に達するための2項が定める「合理的な期間」はまだ経過していない、ということである。そう考えないと、交渉がなされなくとも、合理的な理由なく、同じ結果をもたらすことになる。

37. チモール海事件調停において、調停委員会は、オーストラリアが境界画定交渉を拒否した理由を受け入れず、したがって、298条1項(a)(i)に基づく合理的な期間が経過した、と結論づけた(チモール海事件調停、管轄権についてのオーストラリアの異議に関する決定、paras. 77-82)。この文脈でのオーストラリアの目的は、明らかに、境界画定を排除することであった。本件裁判の文脈でいうと、条文は異なるが、74条1項と83条1項に基づく交渉の拒否は、2項の定める合理的な期間が経過したことを意味する、ということになる。

38. モルディブの説明によると、同国が海洋境界線の交渉を嫌がったのは、自国が作り出したのではなく自国が当事国でもない他国同士の紛争に、関わりたくなかったからである。またモルディブが示したように、同国は、他国との紛争が解決したなら、境界画定交渉に取り組む用意があった。前述したように、私の見解では、この考えは公的秩序という重要な理由であり、尊重に値する。

39. モルディブが恒久的な海洋境界線について交渉することを嫌ったことから生じる効果は、論理的には、両紛争当事国がとったそれぞれの立場の法的な実体面により影響されることはない。領有権を請求する側の国が、これに反対する側の請求は法的な認識に値しない単なる主張だと言い張ることは、珍しくない。しかし、いずれの立場が正しいかは、この他国同士の意見不一致に巻き込まれることを避けたい第三国にとっては、どうでも良いことである。また、モルディブが交渉を嫌ったことから生じる効果は、論理的には、モーリシャス

とイギリスの間の意見不一致がいかなる性格を有するかにも、影響されない。すなわち、この意見不一致が、領土主権についてのものなのか、それとも ICJ 勧告的意見と国連総会決議73/295が示したような非植民地化の過程の完了についてなのかは、関係ないのである。実際のところ、第三次国連海洋法会議の決議Ⅲは、両方ありうることを示している。

40. 上述の理由で、私は、恒久的な海洋境界線について司法判断を求めるモーリシャスの要請はまだ受理可能でないと結論づけたのであり、したがって、先決的抗弁のうち領有権問題に関係するものについては審理し判断する必要がないのである。私は、このこと自体が、本件裁判の両当事国を分断しているこの小さな問題を上述の方法で解決することがもたらす有益な帰結である、と考える。

41. 74条1項・2項と83条1項・2項に基づき判断されたこの問題は、1項に基づく海洋境界線交渉に関するモルディブの立場から生じたものであって、他国の主権請求から生じたものではない。本件裁判記録の十分な証拠が示すように、モルディブは海洋境界線についてモーリシャスとの交渉を嫌った理由を説明したが、これは単なる作り話でも境界画定を除外するための口実でもない（黒海沿岸国権利事件仲裁判断、at p. 57, para. 189）。チャゴス群島に関する領土紛争の存在（その実体面はもちろん）については、改めて述べる必要はない⁴⁵⁾。このように考えるなら、海洋法条約第15部第2節の義務的管轄権規定に基づく裁判において、領有権を判断する管轄権についての先例との一貫性を維持することができる。

42. 本件裁判での管轄権と受理可能性に関する判断が、両国の基礎的な原則的立場を根本的に不可避的な対立状況にあるものとして扱うことで、わざわざ両国間の紛争を拡大する必要はないし、そうするべきでもない。もとより、これとは別のやり方も、問題解決の妨げにならないなら、排除する必要はない。例えば、74条1項と83条1項が定める交渉のための合理的な期間はまだ経過していないと結論づけて、モーリシャスはこれらの1項が定める向かい合ってい

45) 脚注17：本判決243項・245項と比較せよ。

るかまたは隣接している海岸を有する国である、と示すやり方もある。あるいは、1項は確定的な国境線についてモーリシャスと交渉するようモルディブに義務づけてはいないとだけ判断して、モルディブが交渉を拒否したのは向かい合っているかまたは隣接している海岸のある領土に関する紛争が解決するまでの間のことである、とするやり方もある。

74条3項と83条3項の義務

43. 上述の理由で私は恒久的な海洋境界線について司法判断を求めるモーリシャスの要請はまだ受理可能ではないと結論づけたが、この結論は、必ずしも、両当事国が、境界画定が行われるまでの間、74条3項と83条3項に基づく義務を負わないことを意味しない。

44. 3項の「取極 (arrangements)」という柔軟な語は、それぞれの条の1項の「合意 (agreement)」という形式的な語と、比較することができる。その対照は、特筆すべきである。3項の役割は、境界を画定することではなく、境界画定が行われるまでの間、状況を管理することである。すなわち、3項は、自製の基礎を提供すると共に、状況を不安定化させるような行動を未然に阻止し食い止めようとする両国政府の意思と能力の両方を向上させる、ということである。

45. 3項は、これに関して2つの義務を定めている (ガーナ／コートジボワール事件、判決、at p. 166, para. 626を見よ)。1つは、他方の当事国と実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するためにあらゆる努力を払う義務であり、その暫定的な取極は最終的な境界画定に影響を及ぼすものではないという了解の下で締結される。もう1つは、最終的な合意への到達を危うくしまたは妨げないためにあらゆる努力を払う義務である。後者の義務は、一方的な自制によってでも、他方の当事国との暫定的取極によってでも、あるいはその両方の方法によってでも、履行できる。

46. 合理的に考えるなら、74条3項と83条3項の「関係国 (State concerned)」

の語は、1項が定める「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国」を含むことになろう。しかし、このことは必ずしも、3項が適用される場合に限定する必要はない。というのは、3項の「関係国」の語の解釈について、直接の文脈は3項である。しかし、3項の機能は、1項の機能と異なる。3項が定める「1の合意に達するまでの間」の語が、合意を妨害するものを含むと解釈できない理由はない。その妨害するものとしては、例えば、モルディブに、当面の間海洋境界線について交渉することを拒否させている事情が挙げられる。

47. モルディブが他国同士の紛争に巻き込まれるのを避けるために当面の間1項が定める交渉義務から免除されるとしても、このことは、論理的には両裁判当事国を3項の義務から免除することにはならないし、74条と83条の構造全体にも合致しない。向かい合っているかまたは隣接している海岸が領土の一部を構成しその部分の領土に関する他国同士の紛争に巻き込まれることを避けるという方針と恒久的な海洋境界線についての交渉とが調和することは困難であるかも知れないが、このことは、3項が定める自制及び非公式な取極と関係がない。自制は一方的なものであり、特定の国に明示的に向ける必要はないし、200カイリ水域内で権原が重複する海域すべてで自制する必要もない。両当事国は重複のある海域で一定の活動を行う船舶の旗国でもあるから、このことは、両国の立場を害しないような形で協力を積極的に行うには好都合であろう。

48. モルディブは、その意見書で、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断が「既判力を有するのは、イギリスとモーリシャスの間においてである」、と主張した。同じく、モルディブの補佐人は、その仲裁判断は「十分に関連性を有し」続けており、「既判力を伴う『終局的性格』」を有する」、と述べた。その考えでいうと、モルディブが74条1項と83条1項での海洋境界線交渉を拒否した理由と、恒久的な海洋境界線について司法判断を行う管轄権についてのモルディブの異議とが、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断で示されたモーリシャスの法的利益に関して、3項に基づくモルディブの義務の問題にまで及ぶ、とする必要はない。このモーリシャスの法的利益には、チャゴス群島それ自体の返還の利益のほかに、漁獲の利益とチャゴス群島近海で発見されるすべての鉱物資源または石油

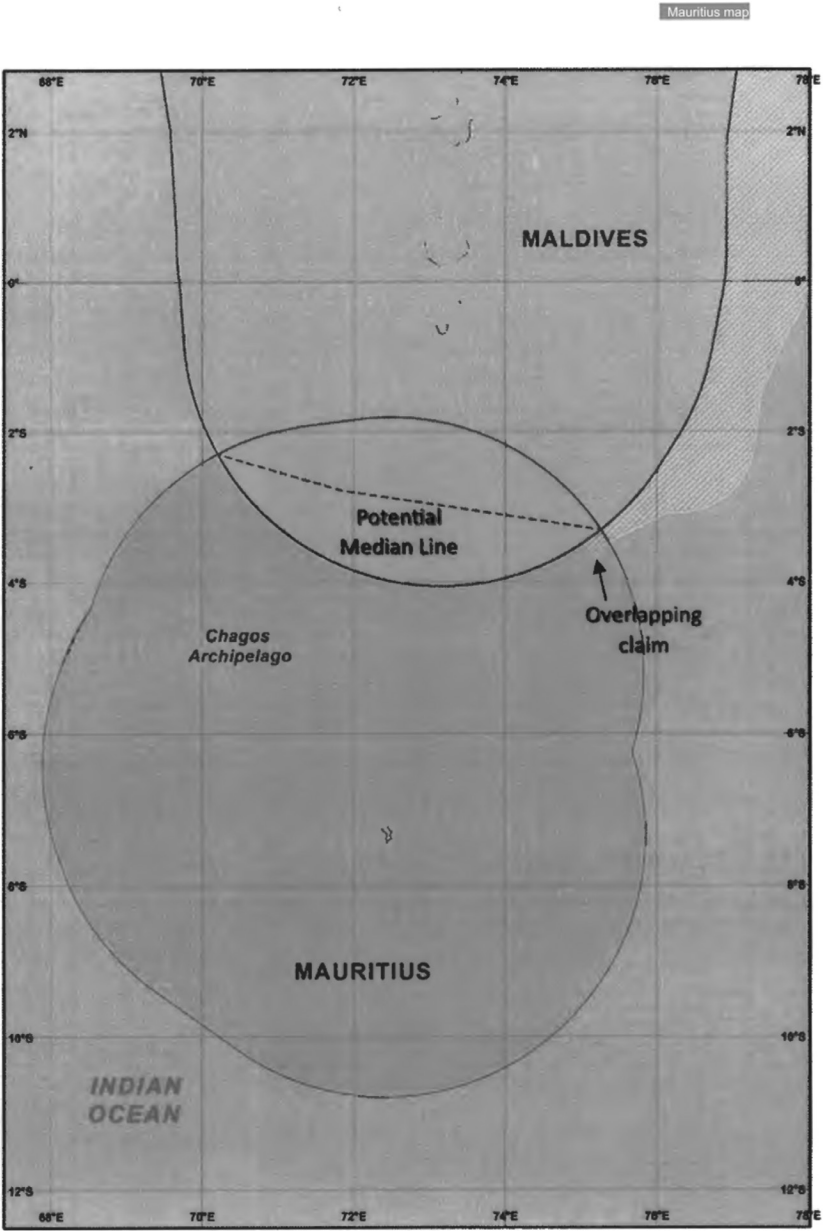
【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (4・完)

の利益の両方が含まれる (チャゴス海洋保護区事件仲裁判断、at pp. 539-542, paras. 429-434, p. 548, para. 448, pp. 550-551, para. 453を見よ)。これらの法的利益を3項に基づくモルディブの義務の対象とすることは、この3項の趣旨及び目的に合致するし、EEZ と大陸棚の権原に基づく主要な経済的利益とされるものを含めることになろう。

49. 以上より、私は、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断で示されたモーリシャスの法的利益は本件裁判において役割を果たしうる⁴⁶⁾ ことに、同意したのである。私は、その役割が最も意味を持つのは74条3項と83条3項である、と考える。これらの規定の文言とその趣旨及び目的は、過渡的な性質を有する事項を柔軟に適用することに適しており、必要に応じて、地理的事項と実体的事項において詳しく取り扱われることになろう。

(Bernard H. Oxman 特任裁判官の署名)

46) 脚注18：本判決139項を見よ。



(2025年4月5日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (A) 「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」(JSPS 科研費24H00132) による成果の一部である。

* 訳者注：本資料の過去掲載分について、次のように訂正する。

(1) (本誌56巻4号) について

- 144頁 3行目 4 の表題：現在の地位 → 現在の状況
146頁 脚注3 1行目：Paik 裁判長 → Paik 裁判部長
150頁 37項 4行目：共同代理人 → 副代理人
152頁 49項 8行目：共同代理人 → 副代理人
152頁 51項 1行目：モーリシャス代理人 → モーリシャス副代理人
155頁 47項 6～8行目：「両国間で・・・について二国間で調整した」 → 『両国間で・・・について、二国間で調整する』
161頁 64項 6行目：75条 → 76条
162頁 66項 8～9行目：これは、その延長要請への追補で修正することとする → この点は〔モルディブ共和国の〕延長要請の追補で修正する
163頁 67項 3～4行目：チャゴス群島周辺の両国の大陸棚の延長により重複する海域について → 両国間で重複するチャゴス群島周辺の大陸棚延長部分について
168頁 脚注15 1行目：“subject matter the decision” → “subject matter of the decision”
168頁 脚注15 第4段落 6行目：de déterminer) → de déterminer)」

(2) (本誌57巻1号) について

- 32頁 105項 1行目：審理する管轄権 → 判断する管轄権
43頁 145項 8行目：強調は原文ママ) → 強調は原文ママ。以下同じ)
45頁 150項 7～8行目：(訳者注：下線部 (原文ではイタリック体) の強調は原文ママ) を削除する。
69頁 235項 5～6行目：(訳者注：下線部 (原文ではイタリック体) の強調は原文ママ) を削除する。

(3) (本誌57巻3・4合併号) について

- 160頁 328項 2行目：200カイリを超える大陸棚 → 200カイリを超える部分の大陸棚
168頁 1行目：特別裁判部裁判長 → 特別裁判部長

